

平成 30 年度

かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書

令和元年 9 月（令和 3 年 5 月 19 日訂正版）

平成 30 年度かながわの情報公開・個人情報保護
運用状況年次報告書 目次

本 編

【情報公開制度】

I 情報公開制度の運用状況	1
1 行政文書公開請求制度の利用状況 -----	1
2 主な内容 -----	1
3 各実施機関別決定件数 -----	2
4 第三者情報を含む行政文書の決定件数 -----	2
5 請求に対する処理状況 -----	3
6 諾否決定に対する審査請求 -----	4
7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について -----	9
II 情報公開審査会の審議状況 -----	10

【個人情報保護制度】

I 個人情報保護制度の運用状況	13
1 個人情報保護制度の利用状況 -----	13
2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況	
(1) 開示請求への決定の件数 -----	13
(2) 各実施機関別請求件数 -----	14
(3) 訂正請求の状況 -----	14
(4) 利用停止請求の状況 -----	14
(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求 -----	14
3 簡易開示の状況	
(1) 簡易開示の対象 -----	18
(2) 簡易開示の開示件数 -----	18
4 問合せ・苦情相談の状況 -----	19
5 実施機関の事務登録の状況 -----	20
6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況 -----	22
7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況	

(1) 事故・不祥事の発生状況 -----	24
(2) 事故・不祥事防止への対応 -----	25
II 個人情報保護審査会の審議状況 -----	26
III 制度の普及啓発活動	
1 県民、事業者への制度周知	
(1) 県民に対する意識啓発 -----	28
(2) 事業者に対する意識啓発 -----	28
2 職員への意識啓発 -----	28
【情報公開・個人情報保護審議会】	
情報公開・個人情報保護審議会の審議状況	
1 審議会の開催状況 -----	29
2 審議会の審議状況	
(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の改善に係る諮問に関する審議状況 -----	30
(2) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況 -----	30

資料編	
資料1 情報公開制度のあらまし -----	32
資料2 個人情報保護制度のあらまし -----	36
資料3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書 -----	42

情 報 公 開 制 度

I 情報公開制度の運用状況

1 行政文書公開請求制度の利用状況（令和3年5月19日訂正）

請求人数は1,751人（前年度1,805人、前年度比3.0%減）、決定件数（行政文書公開請求に対して決定された文書の件数）は5,904件（前年度8,558件、前年度比31.0%減）でした。決定件数のうち、全部を公開した割合は21.7%、一部を公開した割合は74.2%、非公開とした割合は4.1%となりました（表1）。

（表1）行政文書公開請求制度の利用状況

年度	請求人数 (人)	決定件数 (件)			取下げ (件)	合計 (件)
		公開	一部公開	非公開		
平成29年度	1,805	2,576 (30.1%)	5,721 (66.8%)	261 (3.0%)	0 (0%)	8,558 (100%)
平成30年度	1,751	1,280 (21.7%)	4,381 (74.2%)	243 (4.1%)	0 (0%)	5,904 (100%)

（備考1）平成30年度の非公開243件のうち、7件は全部非公開、218件は文書不存在、16件は存否応答拒否、2件は却下によるものでした。

（備考2）構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。以下同様とします。

2 主な内容

決定件数の多い主な行政文書は（表2）のとおりでした。

（表2）決定件数の多い行政文書（上位5項目）

平成30年度	平成29年度
① 学校法人の財務関係書類（1,360件）	① 医療法人の財務関係書類（3,553件）
② 医療法人の財務関係書類（1,246件）	② 学校法人の財務関係書類（1,093件）
③ 県発注工事の設計書等（397件）	③ 県警職員等の派遣に関する文書（389件）
④ 110番事案措置票（256件）	④ 県発注工事の設計書等（206件）
⑤ 用地図、平面図等（172件）	⑤ 選挙活動費用収支報告書等（187件）

3 各実施機関別決定件数（令和3年5月19日訂正）

決定件数を実施機関別にみると、知事の4,758件が最も多く、次いで警察本部長の649件となりました（表3）。

（表3）各実施機関別決定件数（単位：件）

実施機関名	平成30年度	平成29年度	対前年度
知事	4,758	6,506	△1,748
公営企業管理者	16	17	△1
議会	71	37	34
教育委員会	265	321	△56
人事委員会	2	3	△1
監査委員	7	26	△19
労働委員会	4	0	4
選挙管理委員会	108	302	△194
収用委員会	5	5	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	1	106	△105
警察本部長	649	1,216	△567
病院機構	18	19	△1
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	0	±0
合計	5,904	8,558	△2,654

4 第三者情報を含む行政文書の決定件数（令和3年5月19日訂正）

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成30年度の第三者情報を含む行政文書の決定件数は4,424件で、全体（5,904件）の74.9%を占めました。このうち、条例第12条の規定に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは83件、更にそのうち、告知を行ったものは37件でした（表4）。

（表4）第三者情報を含む行政文書の決定件数（単位：件）

区分	58～24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
第三者情報の件数	117,907	6,577	4,657	6,280	6,582	5,346	4,424
調査件数	8,797	482	41	89	82	45	83
告知件数	9,206	276	11	53	19	11	37

5 請求に対する処理状況（令和3年5月19日訂正）

（表5）行政文書公開請求に対する処理状況

（単位：件）

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一 部 公 開	非公開 (却下を 含む)	左の件数内数				
				全部 非公開	不存在	存否 応答拒否	却 下	
昭 和 58 年度	212	44	12	6			6	268
59 年度	359	73	24	24			—	456
60 年度	390	86	8	8			—	484
61 年度	1,212	70	25	25			—	1,307
62 年度	248	121	114	114			—	483
63 年度	370	160	236	236			—	766
平 成 元 年度	401	58	23	23			—	482
2 年度	2,751	214	90	90			—	3,055
3 年度	918	191	99	99			—	1,208
4 年度	2,956	443	17	17			—	3,416
5 年度	906	353	35	35			—	1,294
6 年度	965	860	16	16			—	1,841
7 年度	848	9,464	180	180			—	10,492
8 年度	3,244	2,141	226	226			—	5,611
9 年度	3,208	2,983	90	90			—	6,281
10 年度	3,936	1,823	64	64			—	5,823
11 年度	1,629	1,157	403	403			—	3,189
12 年度	2,376	3,927	220	48	163	3	6	6,523
13 年度	1,079	3,558	171	12	152	3	4	4,808
14 年度	2,086	3,698	473	9	459	3	2	6,257
15 年度	2,652	2,260	437	108	318	3	8	5,349
16 年度	4,061	2,602	290	48	225	4	13	6,953
17 年度	14,296	8,004	446	23	415	5	3	22,746
18 年度	11,696	3,557	396	27	364	5	—	15,649
19 年度	9,529	10,431	1,153	10	785	356	2	21,113
20 年度	10,414	3,707	247	14	231	2	—	14,368
21 年度	11,479	3,557	220	10	197	8	5	15,256
22 年度	3,268	4,247	180	6	157	11	6	7,695
23 年度	2,210	4,546	155	2	139	11	3	6,911
24 年度	2,316	3,226	202	8	188	6	—	5,744
25 年度	2,845	5,388	330	10	238	4	78	8,563
26 年度	2,150	4,136	388	15	358	14	1	6,674
27 年度	1,610	5,486	207	9	188	10	—	7,303
28 年度	1,869	7,081	301	4	269	17	11	9,251
29 年度	2,576	5,721	261	4	245	11	1	8,558
30 年度	1,280	4,381	243	7	218	16	2	5,904

（備考）全部非公開、不存在、存否応答拒否及び却下の件数は、非公開件数の内数です。

6 諾否決定に対する審査請求

平成30年度は、諾否決定に対する審査請求に係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、28件ありました。

審査会では「Ⅱ 情報公開審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに審査請求があり、審議中であった案件を含め38件について答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが15件、原処分の一部を妥当でないとするものが22件、原処分のすべてを妥当でないとするものが1件となりました(表6)。

平成29年度に答申があった案件について、平均審議回数は2.5回、諮問から答申までの平均日数は157.6日でしたが、平成30年度に答申があった案件については、平均審議回数は3.4回、諮問から答申までの平均日数は319.3日となりました。

(表6) 制度発足以降の行政文書公開請求に関する審査請求件数

審査請求 (諮問) 件数	処 理 状 況		
	答申件数	取下げ	係属中
836 件	714 件	72 件	50 件

(備考) 平成28年度以前の件数には異議申立て件数も含まれますが、現行では審査請求に統一されたことから、審査請求と表記しています。以下、同様とします。

(表7) 平成30年度 審査請求の処理状況(平成31年3月31日現在)

(単位: 件)

年度	審 議 状 況			処 理 状 況					
	前年度 からの 継続審議	当該年度 受理 (諮問)	情報公開審査会からの答申(※)	情報公開審査会からの答申(※)			取下げ	審議中	
				○	△	×			
平成29年度	101	12	89	41	24	17	0	0	60
平成30年度	88	60	28	38	15	22	1	0	50
対前年度	△13	48	△61	△3	△9	5	1	—	△10

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表8) 審査請求案件一覧

※凡例 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教育委員会	H16.2.20	H16.3.25	(中断)				
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知事	H16.5.25	H16.6.2	(中断)				
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H16.5.18	H16.6.18	(中断)				
741	特定事件に関する文書一部非公開の件(その13)	知事	H29.2.23	H29.6.16	H30.11.19	697	△	H31.1.17	答申どおり(一部認容)
742	特定事件に関する文書一部非公開の件(その14)	知事	H29.2.23	H29.6.16	(審議中)				
744	特定事件に関する文書一部非公開の件(その16)	知事	H29.2.23	H29.6.28	H30.8.6	688	△	H30.10.5	答申どおり(一部認容)
745	特定事件に関する文書一部非公開の件(その17)	知事	H29.2.20	H29.7.4	H30.10.30	690	△	H30.12.10	答申どおり(一部認容)
746	特定事件に関する文書一部非公開の件(その18)	知事	H29.2.23	H29.7.6	H30.11.19	698	△	H31.1.9	答申どおり(一部認容)
750	特定事件に関する文書一部非公開の件(その22)	知事	H29.2.20	H29.7.21	H30.12.13	704	△	H31.2.5	答申どおり(一部認容)
751	特定事件に関する文書一部非公開の件(その23)	知事	H29.2.23	H29.7.25	H30.4.13	680	△	H30.5.16	答申どおり(一部認容)
752	特定事件に関する文書一部非公開の件(その24)	知事	H29.2.20	H29.7.26	H30.4.13	681	△	H30.6.4	答申どおり(一部認容)
757	特定協議会の特定審議事項に関する文書不存在の件	知事	H29.6.12	H29.7.31	H30.4.12	678	○	H30.4.26	答申どおり(棄却)
759	特定事件に関する文書一部非公開の件(その26)	知事	H29.2.20	H29.8.2	(審議中)				
760	特定事件に関する文書一部非公開の件(その27)	知事	H29.2.20	H29.8.8	H30.12.13	705	△	H31.1.31	答申どおり(一部認容)
761	特定事件に関する文書一部非公開の件(その28)	知事	H29.2.23	H29.8.15	H30.4.13	682	△	H30.6.8	答申どおり(一部認容)
762	特定事件に関する文書一部非公開の件(その29)	知事	H29.2.23	H29.8.31	H30.11.22	701	△	H31.1.21	答申どおり(一部認容)
764	特定教職員の処分に関する文書一部非公開の件	教育委員会	H29.7.24	H29.9.1	H30.12.7	703	△	H31.2.1	答申どおり(一部認容)
765	特定事件に関する文書一部非公開の件(その31)	知事	H29.2.23	H29.9.6	(審議中)				
766	特定事件に関する文書一部非公開の件(その32)	知事	H29.2.20	H29.9.6	(審議中)				
768	特定事件に関する文書一部非公開の件(その34)	知事	H29.2.20	H29.9.21	H30.11.19	699	△	H31.1.17	答申どおり(一部認容)
769	特定事件に関する文書一部非公開の件(その35)	知事	H29.2.23	H29.9.22	H30.5.17	683	△	H30.7.10	答申どおり(一部認容)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
770	特定公益法人の立入検査に関する文書等一部非公開の件	知事	H29. 7. 14	H29. 9. 22	H30. 4. 12	679	△	H30. 5. 30	答申どおり (一部認容)
771	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 36)	知事	H29. 2. 23	H29. 9. 29	(審議中)				
772	特定集会に関する統計記録一部非公開の件	公安委員会	H29. 8. 21	H29. 11. 2	H30. 4. 11	677	○	H30. 4. 25	答申どおり (棄却)
773	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 37)	病院機構	H29. 2. 23	H29. 11. 20	H31. 2. 13	712	△	H31. 3. 28	答申どおり (一部認容)
774	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 38)	病院機構	H29. 2. 23	H29. 11. 20	H31. 2. 13	713	○	H31. 3. 1	答申どおり (棄却)
775	特定地域への警察官派遣に関する文書非公開の件	公安委員会	H29. 10. 6	H29. 11. 20	H30. 7. 11	687	○	H30. 7. 25	答申どおり (棄却)
776	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 39)	知事	H29. 2. 23	H29. 12. 6	H31. 1. 29	706	△	H31. 3. 26	答申どおり (一部認容)
777	特定公益法人からの提出文書等一部非公開の件	知事	H29. 10. 2	H29. 12. 7	H30. 6. 19	685	△	H30. 8. 13	答申どおり (一部認容)
778	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 40)	知事	H29. 2. 23	H29. 12. 7	H31. 1. 31	707	△	H31. 3. 28	答申どおり (一部認容)
779	特定開発事業に係る特定不動産鑑定評価書公開の件	知事	H29. 10. 16	H29. 12. 15	H30. 6. 12	684	○	H30. 6. 26	答申どおり (棄却)
780	特定事項取組根拠文書不存在の件	知事	H29. 11. 14	H29. 12. 20	H30. 9. 12	689	○	H30. 9. 27	答申どおり (棄却)
781	特定学校に関する体罰事故報告書一部非公開の件	教育委員会	H29. 11. 19	H29. 12. 22	H31. 2. 5	708	△	H31. 4. 8	答申どおり (一部認容)
782	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 41)	知事	H29. 2. 20	H30. 1. 11	H30. 11. 19	700	△	H31. 2. 19	答申どおり (一部認容)
783	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 42)	知事	H29. 2. 23	H30. 1. 22	H30. 11. 22	702	△	H31. 1. 18	答申どおり (一部認容)
784	特定事業における特定所属との打合せ記録に関する文書一部非公開の件	知事	H29. 12. 7	H30. 2. 6	H30. 7. 2	686	○	H30. 7. 18	答申どおり (棄却)
785	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 1)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 13	(審議中)				
786	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 2)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 14	(審議中)				
787	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 3)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 14	(審議中)				
788	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 4)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 14	(審議中)				
789	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 5)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 14	(審議中)				
790	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 6)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 15	(審議中)				
791	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 7)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 15	(審議中)				
792	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 8)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 15	(審議中)				
793	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件 (その 9)	公安委員会	H29. 10. 17	H30. 2. 15	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
794	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その10)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16					(審議中)
795	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その11)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16					(審議中)
796	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その12)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16					(審議中)
797	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その13)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.19					(審議中)
798	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その14)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20					(審議中)
799	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その15)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20					(審議中)
800	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その16)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21					(審議中)
801	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その17)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21					(審議中)
802	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その18)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21					(審議中)
803	特定確認書の規定に基づく実施施策関係文書不存在の件	知事	H30.1.24	H30.3.8					(審議中)
804	特定会議参加経緯文書公開の件	知事	H30.1.24	H30.3.8	H30.11.13	691	○	H30.11.30	答申どおり(棄却)
805	特定会議実施経緯文書公開の件	知事	H30.1.24	H30.3.8	H30.11.13	692	○	H30.11.30	答申どおり(棄却)
806	特定事件に関する文書一部非公開の件(その43)	知事	H29.2.23	H30.3.13					(審議中)
807	特定負担金の拠出根拠文書等不存在の件	知事	H30.1.24	H30.3.19	H30.11.13	693	×	H31.1.9	答申どおり(認容)
808	特定地権者連絡会参加根拠文書不存在の件	知事	H30.2.15	H30.3.20					(審議中)
809	特定負担金の拠出根拠文書不存在の件(その2)	知事	H30.3.6	H30.4.17	H31.2.8	709	○	H31.2.20	答申どおり(棄却)
810	特定会議参加根拠文書等一部非公開の件	知事	H30.3.6	H30.4.17					(審議中)
811	特定地権者連絡会設置提案根拠文書等不存在の件	知事	H30.3.6	H30.4.20	H31.2.12	710	○	H31.2.26	答申どおり(棄却)
812	特定会議参加根拠文書等一部非公開の件(その2)	知事	H30.3.6	H30.4.20	H30.11.13	694	○	H31.1.9	答申どおり(棄却)
813	特定事件に関する文書一部非公開の件(その44)	知事	H29.2.23	H30.4.25					(審議中)
814	特定人事事項に関する決裁文書等公開拒否(存否応答拒否)の件	知事	H30.3.15	H30.4.27	H30.11.15	695	○	H30.11.28	答申どおり(棄却)
815	特定負担金に係る協議資料一部非公開の件	知事	H30.4.2	H30.5.10					(審議中)
816	特定通知書に係る決裁文書公開拒否(存否応答拒否)の件	知事	H30.4.3	H30.5.10	H30.11.15	696	○	H30.11.28	答申どおり(棄却)
817	特定事業誘致関係文書不存在の件	知事	H30.4.5	H30.5.11	H31.2.12	711	○	H31.2.26	答申どおり(棄却)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
818	特定会議参加経緯文書公開の件(その2)	知事	H30.4.24	H30.5.30	(審議中)				
819	特定会議における特定発言根拠文書不存在の件	知事	H30.4.24	H30.5.30	(審議中)				
820	特定協議会の拡充根拠文書等一部非公開の件	知事	H30.5.1	H30.6.1	(審議中)				
821	特定日以降に開催された特定会議資料等一部非公開の件	知事	H30.4.24	H30.6.5	(審議中)				
822	特定日に開催された特定会議資料不存在の件	知事	H30.4.24	H30.6.5	(審議中)				
823	特定事項取組根拠文書公開の件	知事	H30.5.1	H30.6.5	(審議中)				
824	特定事件に関する文書一部非公開の件(その45)	病院機構	H29.2.23	H30.6.19	H31.2.13	714	△	H31.3.15	答申どおり(一部認容)
825	特定事件に関する文書一部非公開の件(その46)	知事	H30.3.25	H30.6.22	(審議中)				
826	特定会議に係る会議録等一部非公開の件	知事	H30.6.25	H30.7.31	(審議中)				
827	急傾斜地崩壊危険区域の指定等に係る要望書等一部非公開の件	知事	H30.5.23	H30.8.10	(審議中)				
828	特定事件に関する文書一部非公開の件(その47)	知事	H29.10.17	H30.10.19	(審議中)				
829	特定生徒に係る報告書等公開拒否(存否応答拒否)の件	教育委員会	H30.9.9	H30.10.25	(審議中)				
830	特定の道路標示塗装工事に関する文書一部非公開の件	公安委員会	H30.10.19	H30.11.20	(審議中)				
831	特定求償関係文書等公開拒否(存否応答拒否)の件	教育委員会	H30.10.22	H30.11.21	(審議中)				
832	特定会議における特定議案検証可能文書一部非公開の件	知事	H30.12.3	H31.1.11	(審議中)				
833	特定事件に関する文書一部非公開の件(その48)	知事	H31.1.17	H31.2.19	(審議中)				
834	特定指定管理者に関する人件費等に係る文書一部非公開の件	知事	H30.12.21	H31.2.25	(審議中)				
835	県債収入の科目・年度更訂一覧不存在の件	知事	H31.1.10	H31.2.25	(審議中)				
836	特定事件に関する文書一部非公開の件(その49)	知事	H31.2.14	H31.3.22	(審議中)				

(備考1) 平成30年度中に諮問された案件、答申・裁決がなされた案件及び中断中の案件を記載しています。
(備考2) 諮問第278号、第284号及び第287号については、審査請求人からの申出により審議が中断されています。

7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 30 団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表 9）。平成 30 年度は、3 団体において、4 件の公開申出に対して決定を行いました（表 10）。

また、指定管理者は、条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、平成 30 年度は、3 団体において、3 件の公開申出に対して決定を行いました（表 11）。

（表 9）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等

(株) 湘南国際村協会 (公財) 神奈川文学振興会 (公財) 神奈川芸術文化財団 (公財) かながわ国際交流財団 (公財) 地球環境戦略研究機関 (公財) かながわ海岸美化財団 (公財) かながわトラストみどり財団 (公社) 神奈川県農業公社 (社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 (公財) かながわ健康財団 (公財) 神奈川産業振興センター 神奈川県道路公社 (公財) 神奈川県下水道公社 神奈川県住宅供給公社 (公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (一財) 神奈川県厚生福利振興会 (公財) 神奈川県体育協会 三崎マリン(株) (公財) 神奈川県栽培漁業協会 (社福) 神奈川県社会福祉協議会 (株) ケイエスピー (公財) 神奈川県労働福祉協会 (一財) あしがら勤労者いこいの村 (職訓) 神奈川能力開発センター (公財) 神奈川県都市整備技術センター (公財) 神奈川県公園協会 (株) 湘南なぎさパーク (一財) かながわ水・エネルギーサービス (一財) 神奈川県教育福祉振興会
---	--

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

（表 10）県主導の第三セクター等に対する公開申出の処理状況

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
神奈川県住宅供給公社	1	1	—	—	—
(公財) 神奈川県公園協会	1	1	—	—	—
神奈川県道路公社	2	1	1	—	—
合 計	4	3	1	—	—

（表 11）指定管理者に対する公開申出の処理状況

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
三ツ池公園パートナーズ	1	—	1	—	—
(社福) かながわ共同会	1	—	—	1	—
(社福) 清和会	1	—	1	—	—
合 計	3	—	2	1	—

II 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成30年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて4,728件ありました。諾否決定等に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、条例では、審査請求を受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の процедуру定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

審査請求件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。平成30年度は部会を24回開催し、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件を調査審議の上、審査会として38件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとされており、答申の行われた審査請求案件について、実施機関は答申どおりの裁決を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成31年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
板垣勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入江直子	元神奈川県大学教授	
柿崎環	明治大学教授	
金子正史	元同志社大学大学院教授	会長
交告尚史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠矢登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

情報公開審査会の開催状況（第一部份）

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第183回	平成30年4月26日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第777号、第779号、第775号及び第784号について審議した。
第184回	平成30年5月29日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第777号、第779号、第775号、第784号及び第781号について審議した。
第185回	平成30年6月26日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第775号、第784号、第780号及び第781号について審議した。
第186回	平成30年7月23日 (月曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第780号、第781号、第803号、第804号及び第805号について審議した。
第187回	平成30年8月22日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第780号、第803号、第804号、第805号、第807号、第812号、第814号及び第816号について審議した。
第188回	平成30年9月26日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第814号、第816号、第781号、第803号、第804号、第805号、第807号、第812号、第764号、第808号、第811号及び第817号について審議した。
第189回	平成30年10月30日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第764号について、実施機関の説明を聴取の上審議した。 ・諮問第814号、第816号、第803号、第804号、第805号、第807号及び第812号について審議した。
第190回	平成30年11月28日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第764号、第781号、第803号、第808号、第811号、第817号、第809号、第810号及び第815号について審議した。
第191回	平成30年12月20日 (木曜日) 神奈川県庁本庁舎	・諮問第809号、第810号及び第815号について、指名委員から実施機関の説明聴取概要調書の提出を受けた上で審議した。 ・諮問第808号、第811号、第817号、第788号、第791号、第800号及び第802号について審議した。
第192回	平成31年1月28日 (月曜日) 横浜情報文化センター	・諮問第811号、第809号、第788号、第791号、第800号、第802号、第818号、第819号及び第820号について審議した。
第193回	平成31年2月26日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第788号、第791号、第800号、第802号、第818号、第819号、第820号、第821号、第822号、第823号及び第826号について審議した。
第194回	平成31年3月27日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第788号、第791号、第800号、第802号、第808号及び第803号について審議した。

情報公開審査会の開催状況（第二部会）

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第175回	平成30年4月20日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第769号及び第744号について審議した。
第176回	平成30年5月22日 (火曜日) 横浜市開港記念会館	・諮問第744号及び第745号について審議した。
第177回	平成30年7月20日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第744号、第745号、第768号及び第741号について審議した。
第178回	平成30年8月23日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第745号について、実施機関の説明を聴取の上審議した。 ・諮問第768号、第741号、第750号及び第746号について審議した。
第179回	平成30年9月25日 (火曜日) 神奈川県庁本庁舎	・諮問第745号、第768号、第741号、第750号、第746号、第760号、第783号、第782号及び第762号について審議した。
第180回	平成30年10月5日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第768号、第741号、第750号、第760号、第783号、第782号、第762号及び第746号について審議した。
第181回	平成30年10月22日 (月曜日) 横浜市港湾労働会館	・諮問第768号、第741号、第783号、第782号、第762号、第746号、第776号、第765号、第742号及び第766号について審議した。
第182回	平成30年11月26日 (月曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第750号、第760号、第765号、第742号、第766号、第778号、第774号、第773号及び第824号について審議した。
第183回	平成30年12月25日 (火曜日) 神奈川県庁本庁舎	・諮問第776号、第778号、第774号、第773号及び第824号について審議した。
第184回	平成31年1月21日 (月曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第774号、第773号、第824号、第806号、第813号及び第771号について審議した。
第185回	平成31年2月25日 (月曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第771号、第759号及び第795号について審議した。
第186回	平成31年3月28日 (木曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第765号、第742号、第766号、第806号、第813号及び第795号について審議した。

(備考) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置付けられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えています。

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、5,860人（前年度比14.0%減）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)							
		自己情報の開示等請求件数				問合せ	苦 情 相 談	合 計	
		開示 請求	簡易開示 請 求	訂正 請求	利用停止 請 求				
平成29年度	6,816	6,796	1,167	5,623	6	0	7	13	6,816
平成30年度	5,860	5,823	1,142	4,681	0	0	19	18	5,860

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

(1) 開示請求への決定の件数

平成30年度の自己情報の開示請求の件数は1,142件（前年度比2.1%減）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が159件（全体の13.9%）、一部開示が941件（同82.4%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が40件（同3.5%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		取 下 げ		計	
平成29年度	194	(16.6%)	923	(79.1%)	50	(4.3%)	0	(0%)	1,167	(100%)
平成30年度	159	(13.9%)	941	(82.4%)	40	(3.5%)	2	(0.2%)	1,142	(100%)

（備考1）不開示の件数には却下を含みますが、平成29年度、30年度ともに該当ありませんでした。

（備考2）平成30年度の開示159件のうち、2件は全部開示、36件は不存、2件は存否応答拒否によるものでした。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の944件が最も多く、次いで病院機構の75件となりました（表3）。

（表3）年度別各実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関名	30年度	29年度	対前年度
知事	57	87	△30
公営企業管理者	0	0	±0
議会	0	1	△1
教育委員会	62	76	△14
人事委員会	3	2	1
監査委員	0	2	△2
労働委員会	1	0	1
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	2	△2
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	0	7	△7
警察本部長	944	890	54
病院機構	75	100	△25
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	0	±0
合計	1,142	1,167	△25

(3) 訂正請求の状況

訂正請求はありませんでした。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求はありませんでした。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

平成30年度は、開示等の諾否決定に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は9件あり、審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、20件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが11件、原処分の一部を妥当でないとするものが7件、原処分のすべてを妥当でないとするものが2件となりました（表5）。

今までの答申208件に係る平均審議回数は5回、諮問から答申までの平均日数は342.9日でした。平成30年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.2回、諮問から答申までの平均日数は308.6日となりました。

(表4) 制度発足以降の開示等の諾否決定に対する審査請求件数

審査請求 (諮問) 件数	処 理 状 況		
	答申件数	取下げ	係属中
230 件	208 件	14 件	7 件

(備考) 2件の審査請求について、とりまとめて1つの答申としたものがあるため、処理状況の計は審査請求の件数と一致しません。

(表5) 平成30年度 審査請求の処理状況 (平成31年3月31日現在) (単位: 件)

年度	件 数			処 理 状 況					
		継続審議 件数	当該年度 受理件数 (諮問件数)	個人情報保護審査会からの答申 (※)			取下げ	審議中	
				○	△	×			
平成29年度	30	8	22	11	9	2	0	1	18
平成30年度	27	18	9	20	11	7	2	0	7
対前年度	△3	10	△13	9	2	5	2	△1	△11

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
- …原処分を妥当とする内容の答申
 - △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 - ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表6) 審査請求案件一覧

※凡例 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
203	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件	知事	H29.4.12	H29.6.5	H30.4.11	189	○	H30.4.23	答申どおり (棄却)
205	特定内部通報に関する文書一部不開示の件	教育委員会	H29.5.26	H29.7.12	H30.7.23	195	△	H30.9.13	答申どおり (一部認容)
206	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その2)	知事	H29.6.2	H29.7.21	H30.4.11	190	○	H30.4.23	答申どおり (棄却)
207	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その3)	知事	H29.6.2	H29.7.21	H30.4.11	191	○	H30.4.23	答申どおり (棄却)
208	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その4)	知事	H29.6.30	H29.8.22	H30.4.11	192	○	H30.4.23	答申どおり (棄却)
209	児童相談所特定事例の状況に関する文書不存在の件(その5)	知事	H29.6.30	H29.8.22	H30.4.11	193	○	H30.4.23	答申どおり (棄却)
210	特定の観察指導記録評価に関する文書一部不開示の件	教育委員会	H29.7.24	H29.9.1	H30.6.13	194	○	H30.6.25	答申どおり (棄却)
211	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その2)	教育委員会	H29.7.24	H29.9.1	H30.7.23	196	△	H30.9.13	答申どおり (一部認容)
212	110事案措置票一部不開示の件	公安委員会	H29.8.18	H29.10.19	H30.8.8	197	○	H30.8.22	答申どおり (棄却)
213	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その3)	教育委員会	H29.9.15	H29.11.9	H30.11.2	201	△	H30.12.26	答申どおり (一部認容)
214	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その4)	教育委員会	H29.9.15	H29.11.9	H30.11.1	198	△	H30.12.7	答申どおり (一部認容)
215	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その5)	教育委員会	H29.9.15	H29.11.9	H30.11.1	199	△	H30.12.7	答申どおり (一部認容)
216	特定内部通報に関する文書一部不開示の件(その6)	教育委員会	H29.10.31	H29.12.12	H30.11.1	200	△	H30.12.7	答申どおり (一部認容)
217	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件	知事	H29.11.30	H30.2.2	H31.1.9	202	○	H31.1.23	答申どおり (棄却)
218	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件(その2)	知事	H29.12.22	H30.2.13	H31.1.9	203	×	H31.3.8	答申どおり (全部認容)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
219	児童相談所特定事例の状況に関する記録不訂正の件（その3）	知事	H29.12.22	H30.2.13	H31.1.9	204	×	H31.3.8	答申どおり（全部認容）
220	特定面談記録文書不存在の件（その1）	収用委員会	H30.2.5	H30.3.13	H31.2.8	205	○	H31.2.14	答申どおり（棄却）
221	特定面談記録文書不存在の件（その2）	収用委員会	H30.2.20	H30.3.13	H31.2.8	206	○	H31.2.14	答申どおり（棄却）
222	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件	病院機構	H30.2.6	H30.4.23	(審議中)				
223	特定内部通報に関する文書不開示の件	教育委員会	H30.3.12	H30.5.10	(審議中)				
224	特定警察署作成郵便発送簿等一部不開示の件	公安委員会	H30.3.26	H30.5.10	H31.2.20	207	△	(未裁決)	
225	特定病院に係る受診履歴等に関する文書不存在の件（その2）	病院機構	H30.3.2	H30.5.11	(審議中)				
226	診断名不訂正の件	病院機構	H30.3.15	H30.8.2	H31.3.14	208	○	H31.3.28	答申どおり（棄却）
227	特定内部通報に関する文書一部不開示の件（その7）	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	(審議中)				
228	特定内部通報に関する文書一部不開示の件（その8）	教育委員会	H30.6.28	H30.8.14	(審議中)				
229	特定内部通報に関する文書一部不開示の件（その9）	教育委員会	H30.8.17	H30.10.9	(審議中)				
230	特定県立学校における特定事案に関する資料等一部不開示の件	教育委員会	H30.9.14	H30.11.15	(審議中)				

（備考）諮問第204号については、平成29年度中に裁決済みです。

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

(2) 簡易開示の開示件数

平成30年度の簡易開示の開示件数は、4,681件（前年度比16.8%減）でした（表7）。

請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,451件、中等教育学校入学者決定（適性検査）が740件、警察官採用試験が361件となりました（表8）。

（表7）簡易開示の開示状況（平成31年3月31日現在）

平成2～27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
424,001件	5,665件	5,623件	4,681件

（表8）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

平成30年度	平成29年度
①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,451件）	①公立学校教員採用候補者選考試験 （2,906件）
②中等教育学校入学者決定（適性検査） （740件）	②中等教育学校入学者決定（適性検査） （839件）
③警察官採用試験（361件）	③警察官採用試験（390件）

4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、県庁の情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成30年度の相談件数を内容別に見ると、(表9)のとおりでした。

相談件数は、全部で37件となっており、前年度と比べて17件増加しました。内容別に見ますと、問合せが19件、苦情が18件となっており、前年度と比べて問合せが12件増加し、苦情が5件増加しました。

問合せでは、その他県保有関係が多く8件ありました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が14件あり、その内容としては個人情報の同意のない提供に関するものが多く見られました。

(表9) 問合せ、苦情相談件数

(単位：件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 合 せ	開示請求等関係	0	0	0
	その他県保有関係	8	0	8
	その他民間保有関係	3	3	6
	制度全般	4	1	5
	小 計	15	4	19
苦 情 相 談	事業者への苦情	14	0	14
	その他の苦情	4	0	4
	小 計	18	0	18
合 計		33	4	37

5 実施機関の事務登録の状況

平成30年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,555件となっており、前年度末の3,469件から86件増加しました。平成30年度については、102件の事務が新たに登録され、327件の事務が変更され、16件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,555件の事務の内訳は、知事部局が2,535件、その他実施機関が1,020件となっています。

次に類型数ですが、5,217件となっており、一事務あたり平均約1.47件の類型数となっています。この類型数とは、収集する個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つの類型のそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、(表10)のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表10) 個人情報取扱事務登録件数一覧 (実施機関別・部局別)

(平成31年3月31日現在)

実施機関名	事務数		類型数	
	H30	H29	H30	H29
知事 組織再編により、※1の局は平成30年3月末で 廃止され、※2の局が同年4月に設置された。	2,535	2,503	3,716	3,658
政 策 局	210	165	286	214
総 務 局	127	111	165	143
安 全 防 災 局 ※1	—	107	—	140
くらし安全防災局 ※2	133	—	176	—
県 民 局 ※1	—	307	—	463
国際文化観光局 ※2	90	—	127	—
ス ポ ー ツ 局	20	19	23	22
環 境 農 政 局	448	434	582	563
保 健 福 祉 局 ※1	—	683	—	1,044
福祉子どもみらい局 ※2	422	—	669	—
健 康 医 療 局 ※2	447	—	666	—
産 業 労 働 局	205	223	378	397
県 土 整 備 局	367	358	546	537
会 計 局	20	20	24	24
県政総合センター等	46	76	74	111
議 会	45	45	58	58
公営企業管理者	101	100	118	116
教 育 委 員 会	305	300	404	397
選挙管理委員会	22	22	36	36
人 事 委 員 会	50	50	64	64
監 査 委 員	30	30	34	34
公 安 委 員 会	1	1	1	1
警 察 本 部 長	276	277	539	539
労 働 委 員 会	29	29	34	34
収 用 委 員 会	15	15	19	19
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	64	43	84	62
産業技術総合研究所	28	24	46	42
県立保健福祉大学 [平成30年4月に 地方独立行政法人化]	24	—	30	—
合 計	3,555	3,469	5,217	5,094

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

平成30年度には、効果的な児童虐待対応に関するデータ分析を行うための、コード化された児童記録票の研究機関への提供などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長等への報告の対象外としています。

(表11) 保有個人情報に関する目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

実施機関内での目的外利用	目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項	件数（件）	目的外利用・提供に係る本人の人数（人）
実施機関内での目的外利用	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	3,005	22,291
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	2	938
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
他の実施機関へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）	406	406
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）	4	2,725
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	100	425
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）	2	1,071,196
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	独立行政法人等へ提供	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）	
第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）			
第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）			
第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）			
第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）			
第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）			
第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）			
第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		2	431
第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）			
第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）			
第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）			
第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）			
第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）			
第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）			
他の地方公共団体へ提供		第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）	
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）	1	1
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）		
	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）		
	第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）		
	第9条第2項第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要）		
	第9条第2項第5号（提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用）		
	第9条第2項第6号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供）		
	第9条第2項第7号（明らかに本人の利益になるため提供）	1	1
	上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第8号（犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供）	
第9条第2項第9号（県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供）			
計		3,523	1,098,414

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

平成30年度に神奈川県個人情報等取扱事務要綱等に基づき対応した事故等の件数は、31件となっており、前年度と比べて3件減少しました。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が18件（58.1%）、知事が11件（35.5%）、公営企業管理者が2件（6.5%）となりました。

(表13)

H29	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	安全防災局	県民局	スポーツ局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター等	計				
	件数	0	3	0	1	1	0	3	0	2	0	0	10	0	24	34	
H30	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	みらい局	福祉子ども	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局				地域県政総合センター
	件数	2	1	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	11	2	18	31

また、事故等の類型別の件数の内訳は、誤送付・誤送信が14件（45.2%）、紛失が10件（32.3%）、となっており、全体の7割以上をこの2つが占めました。

(表14)

	誤送付・ 誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	14	2	2	10	0	3	31

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係るものが28件（90.3%）で、職員等のみに係るものが3件（9.7%）、県民および職員の双方に係るものは0件でした。

事故等に遭った個人情報数を規模別にみると、1～5人が21件（67.8%）、6～49人が9件（29.0%）、50～99人が0件、100人以上が1件（3.2%）となりました。100人以上の規模の事故等は、県のホームページで誤った内容を掲載したことによるものでした。

(表15)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	20	7	-	1	28
職員等のみに係る情報	1	2	-	-	3
県民・職員に係る情報	-	-	-	-	-
合計	21	9	-	1	31

(表16)

事故等の内訳	件数
安全性の確保措置	29
受託事業者の安全性の確保措置	1
職員等の義務	0
その他	1
合計	31

(注) 「その他」の1件は、公文書館における個人情報の含まれた旧優生保護法関係文書の提供事案でした。

事

事故等への対応については、本人等への情報提供を行ったものが29件、再発防止策がなされたものが27件、事故等の後、個人情報が回収されたものが14件でした。

(表17)

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	29
再発防止策	27
個人情報の回収	14

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができますが、この条例では、審査請求を受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならないという特別の手続を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成30年度中に、審査会は12回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、20件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりでした。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成31年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
金子 匡良	神奈川大学准教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学教授	会長
堀越 由紀子	東海大学教授	
松田 道佐	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第282回	平成30年4月27日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第205号、第210号及び第211号について、実施機関の説明及び審査請求人の意見を聴取の上、審議した。
第283回	平成30年5月25日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第210号、第205号及び第211号について審議した。
第284回	平成30年6月29日 (金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第212号、第205号、第211号、第213号、第214号、第215号、第216号について審議した。
第285回	平成30年7月27日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第212号、第213号、第214号、第215号、第216号、第217号、第218号及び第219号までについて審議した。
第286回	平成30年8月21日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第213号、第214号、第215号、第216号、第217号、第218号及び第219号までについて審議した。
第287回	平成30年9月28日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第213号、第214号、第215号及び第216号について審議した。
第288回	平成30年10月26日 (金曜日) 横浜市開港記念会館	・会長の選出及び会長職務代理者の指名を行った。 ・審査会の運営について確認した。 ・諮問第216号、第217号、第219号、第219号及び第224号について審議した。
第289回	平成30年11月30日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第217号、第218号、第219号及び第224号について審議した。
第290回	平成30年12月21日 (金曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第224号、第220号、第221号第226号について審議した。
第291回	平成31年1月30日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第224号、第220号、第221号及び第226号について審議した。
第292回	平成31年2月27日 (水曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第226号、第222号及び第225号について審議した。
第293回	平成31年3月26日 (火曜日) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第223号及び第227号について審議した。

Ⅲ 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていました。法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。

(2) 事業者に対する意識啓発

平成29年度に続き個人情報保護研修講師派遣事業及び事業者研修会事業を実施しました。

ア 個人情報保護研修講師派遣事業

県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として11回派遣しました（受講者計1,184名）。

イ 事業者研修会事業

全ての事業者を対象に、岡本正氏（銀座パートナーズ法律事務所弁護士）に、平成30年9月3日に横浜会場で（受講者184名）、同年10月17日に海老名会場で（受講者150名）、「一問一答で考える個人情報の取扱いのポイント」について御講演いただきました。

また、同年12月7日には、中小規模の事業者を対象に、湯浅壘道氏（情報セキュリティ大学院大学教授）に、「個人情報を含む電子情報の保護方策」について御講演いただきました（受講者160名）。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施しました。

更に、個人情報保護推進会議を開催し、庁内の関係所属に対して、個人情報保護法により委任される権限の変更等について説明を行いました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、平成30年4月に第5期（平成30年4月1日～令和2年3月31日）が発足しました。

平成30年度は、審議会が5回開催され、「神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について」及び「知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて」の2件を知事が諮問しました（答申2件）。

なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項に係る諮問はありませんでした。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第43回	平成30年 5月21日（月）	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び副会長の選出 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について 3 個人情報取扱事務の登録等について 4 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 5 学校と警察の情報連携制度の運用状況について
第44回	平成30年 7月11日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱事務の登録等について 2 「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について 3 行政文書目録検索・閲覧システムの導入について
第45回	平成30年 9月14日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱事務の登録等について 2 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について（諮問） 3 特定個人情報保護評価の概要について 4 前回報告事項（重点項目評価書）の補足 5 「高校生等奨学給付金の支給に関する事務（国公立高等学校等）基礎項目評価書」について 6 「高校生等奨学給付金の支給に関する事務（私立高等学校等）基礎項目評価書」及び「私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務基礎項目評価書」について 7 「特別支援教育就学奨励費負担金の支給に関する事務 基礎項目評価書」及び「特別支援教育就学奨励費補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書」について 8 情報公開・個人情報保護「運用状況年次報告書」について
第46回	平成30年 11月19日（月）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報取扱事務の登録等について 2 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について（諮問） 3 前回報告事項の補足（高等学校等就学支援金の支給に関する事務について） 4 個人情報保護制度に係る検討について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第47回	平成31年 3月19日（火）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問） 3 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について 4 個人情報保護制度に係る検討について オンライン結合制限（個人情報保護条例第10条）関係 5 個人情報保護制度に係る検討について 個人情報取扱事務の登録（個人情報保護条例第7条）関係

2 審議会の審議状況

(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の改善に係る諮問に関する審議状況

平成30年8月22日付け情公1704号で知事から諮問された神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第50条に基づく制度の改善について、次のア及びイを、第45回審議会（平成30年9月14日）及び第46回審議会（同年11月19日）において審議しました。

ア 行政文書の公開請求に対し全部公開決定をした場合、又は、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対し全部開示決定した場合、「文書の特定」自体に不服が生じうるという点で一般的な満足の処分とは異なる性質があることから、決定通知書に審査請求ができる旨の教示文を付す規則改正を行うため諮問したものです。

イ 情報公開請求は、非公開情報を除き、あるがままの行政文書を公開するのがそもそもの制度趣旨であるが、電磁的記録については原則論の例外として、紙媒体又は磁気ディスク等に複製した物を交付するとされています。

県は平成30年度から「行政文書管理システム」を導入し、これまで紙媒体を中心に行ってきた決裁手続等について原則として「電子化」することとしたこと、一般家庭においてPC・タブレット等が普及してきたことから、上述の例外を見直し、電磁的記録を磁気ディスク等に複製した物による交付を原則とする規則改正を行うため、諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第59号）されました。

(2) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

平成31年3月7日付け情公第2798号で知事が諮問した「条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱い」が、第47回審議会に付議されました。

「医療的ケア児支援体制整備事業事務」において、医療的ケア児の実態把握調査を実施するため、要配慮個人情報である「病歴」、「心身の機能の障害」及び「医師等による指導・診療・調剤」、を利用することが当該事務の目的達成に必要不可欠であるため、知事が諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第60号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成31年3月31日現在)

氏名	現職	備考
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 参事	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 統合編集局報道部員兼論説委員	
小向 太郎	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	
脇屋 英子	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会 理事	
和久 晴雄	神奈川県消費者団体連絡会 幹事	

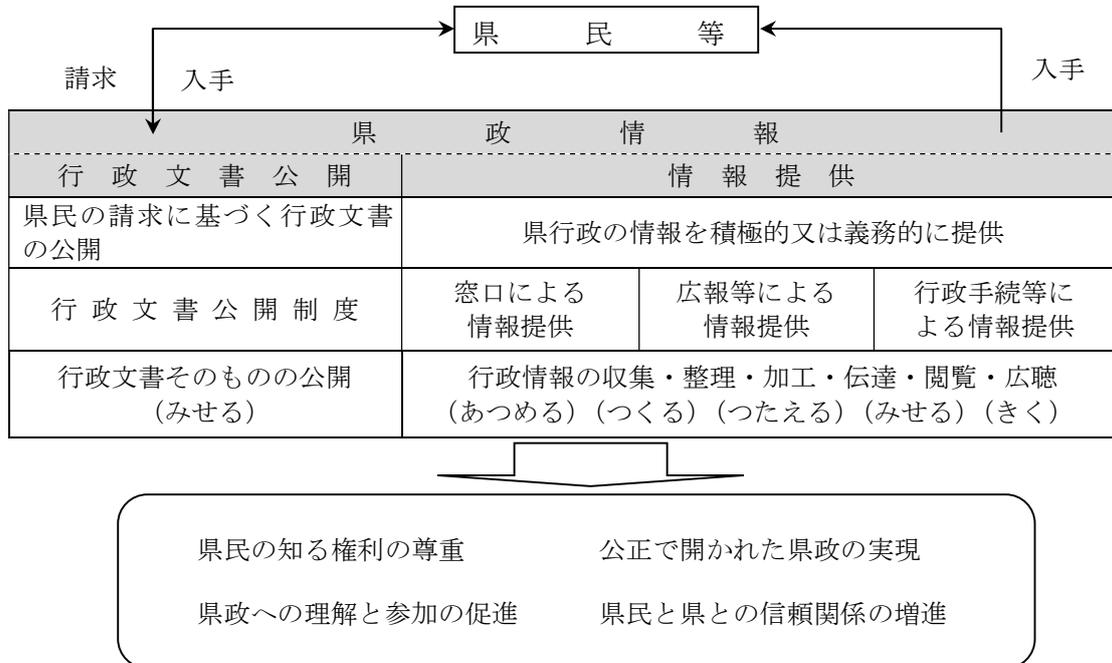
任期 平成30年4月1日～令和2年3月31日

資 料 編

資料1 情報公開制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



2 情報公開制度の内容

情報公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています(条例第1条)。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします(条例第2条)。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。

イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の 13 機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第 3 条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第 4 条）。

(4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など 7 項目の非公開とする情報が定められています（条例第 5 条）。

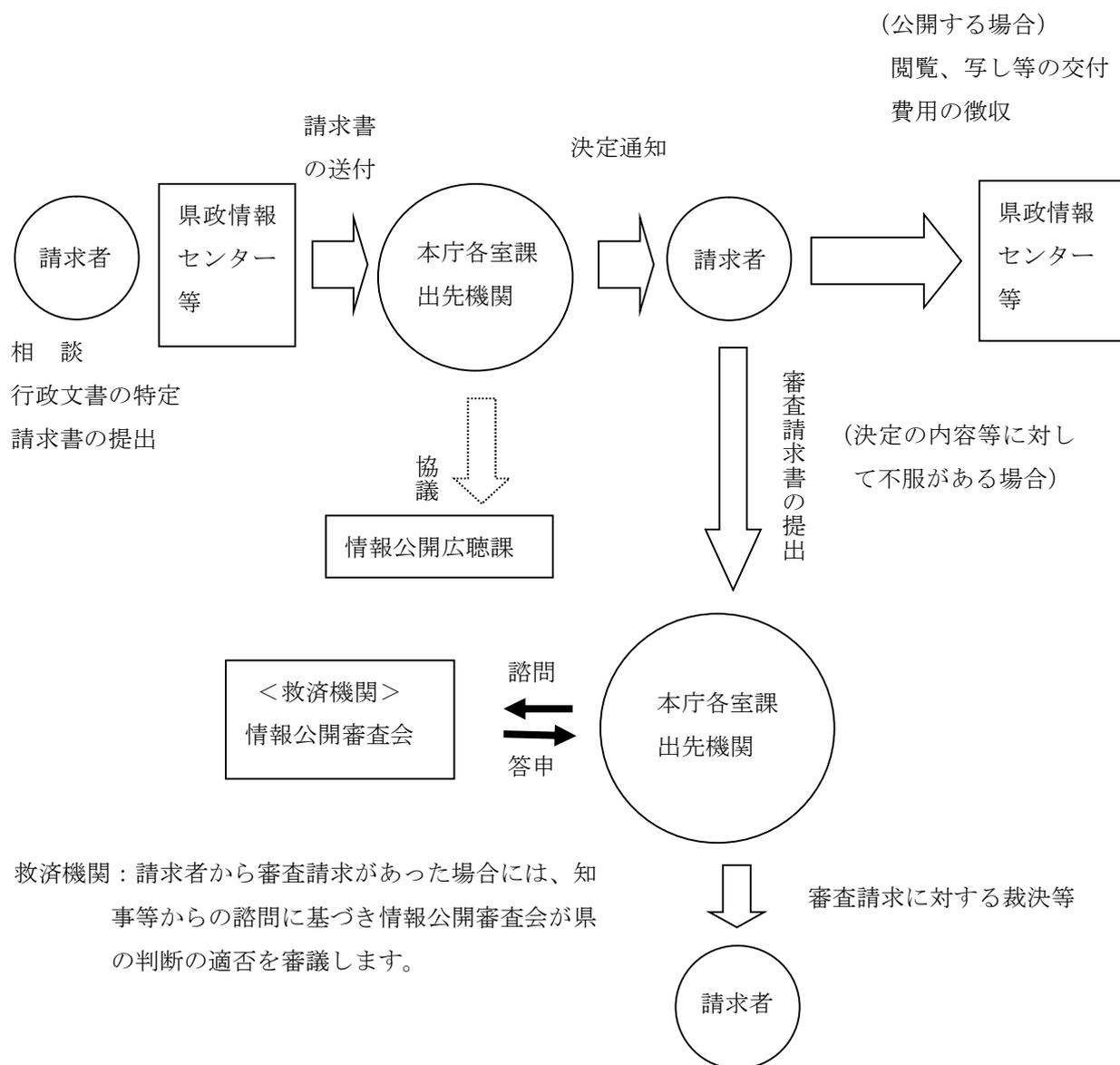
この 7 項目のいずれかに該当する情報が記録されている場合でも、非公開部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合は、一部公開します（条例第 6 条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第 8 条）。

(5) この制度を利用する人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即し、その情報を適正に使用しなければなりません（条例第 28 条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から審査請求があった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※1 知事以外の実施機関では、流れが異なる場合があります。

※2 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために行政文書公開請求に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に神奈川県情報公開審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

3 情報提供の内容

(1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

(2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

(3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

資料2 個人情報保護制度のあらまし

1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための改正を行い、以降も時々の課題に応じ制度改正を行ってきました。

平成27年度は、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、不服申立ての手續の審査請求への一元化等所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行しました。

平成28年度は、番号利用法等の改正に伴い、用語の整理等を行いました。

平成29年度は、改正された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等を踏まえ、「個人情報」の定義の改正、要配慮個人情報の新設及び小規模事業者のみを対象とする規定の廃止を行いました。

2 個人情報保護制度の内容

(1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、県の機関等が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的な人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。なお、「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定は、個人情報の保護と利用のバランスが適切に図られるように常に留意する必要があるという趣旨で、平成27年10月から追加されたものです。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

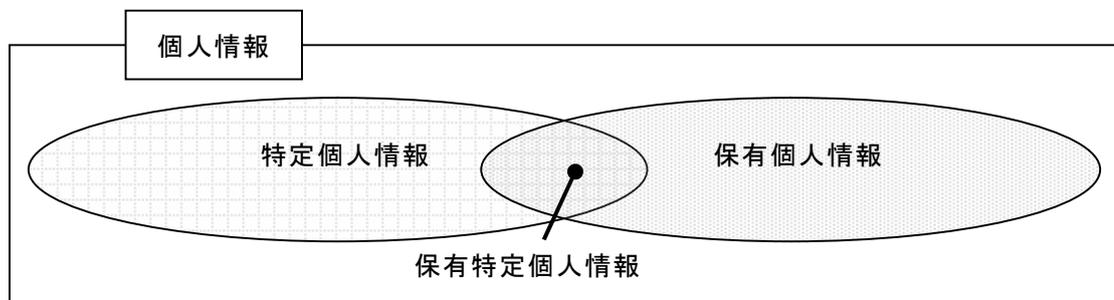
「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号が含まれるもの」です。

「個人識別符号」とは、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）や、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号（旅券番号、運定免許証番号、個人番号等）のことです。

平成27年10月から、それまで対象から除かれていた、いわゆる個人事業主及び団体の役員の当該情報も、個人情報となりました。なお、実施機関における個人情報の利用・提供、廃棄等に関する規定や、自己情報の開示・訂正・利用停止に関する規定について

は、その対象を「保有個人情報」（実施機関が保有している個人情報であって、行政文書に記録されているもの）としています。

個人番号をその内容に含む情報は、他の個人情報と取扱いが異なる部分があるため、「特定個人情報」と呼んでいます。また、特定個人情報かつ保有個人情報に該当するものを「保有特定個人情報」と呼んでいます。



イ 対象となる県の機関等及び責務（条例第2条、第3条）

対象となる県の機関等とは、次に掲げる13の県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（県立病院機構、県立産業技術総合研究所及び県立保健福祉大学）であり、これらを「実施機関」と規定しています。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

実施機関は、条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努める責務を有します。

ウ 事業者の責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有します。また、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を事業者の努力義務として規定しています。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとされています。

(3) 実施機関に係る制度の概要

ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

(ア) 要配慮個人情報の取扱いの制限（第6条）

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報である「要配慮個人情報」については、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き実施機関はこれを取り扱うことはできません。

要配慮個人情報

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 信条 | (2) 人種 |
| (3) 社会的身分 | (4) 犯罪の経歴 |
| (5) 刑事事件に関する手続 | (6) 少年の保護事件に関する手続 |
| (7) 犯罪により害を被った事実 | (8) 病歴 |
| (9) 心身の機能の障害 | (10) 健康診断等の結果 |
| (11) 医師等による指導・診療・調剤 | |

(イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。また、登録した事項は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。

(ウ) 収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、実施機関は、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。また、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。

(エ) 保有特定個人情報を除く保有個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条）

実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはいけません。

(オ) 保有特定個人情報の目的外の利用及び提供の制限（第9条の2、第9条の3）

保有特定個人情報（個人番号をその内容に含む保有個人情報）については、番号利用法で認められている場合以外には、目的外の利用・提供はできません。

(カ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、外部との間でオンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはなりません。また、提供を新たに開始しようとするときは、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。

(キ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

実施機関は、個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(ク) 取扱い等の委託（第13条）

実施機関は、事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ケ) その他

その他条例では、職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱いに関する実施機関の義務（第14条）、受託業務等に従事する者の義務（第15条）、個人情報の廃棄に係る実施機関の義務（第16条）、実施機関に対する苦情の処理に関する義務（第17条）を課しています。

イ 開示、訂正及び利用停止の請求権

条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、不開示情報（請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになる情報、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある情報など）が含まれている場合を除き、実施機関はその保有個人情報を開示しなければなりません。

開示の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により保有個人情報を開示します。

なお、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報（試験結果等）については、口頭により請求を行う制度（簡易開示の制度）があります。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。

訂正の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。

利用停止の請求があったときは、実施機関は、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(エ) 決定に対する救済（第40条）

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について審査請求があった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会の議を経て、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

（備考）平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために自己情報開示請求等に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に個人情報保護審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

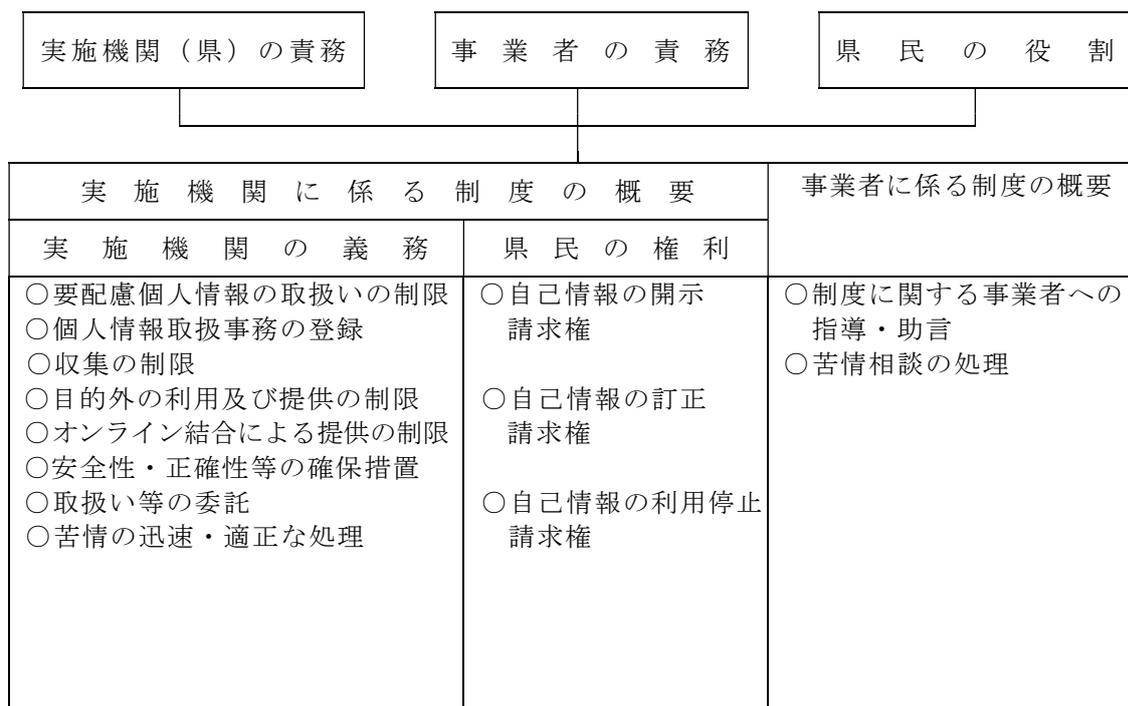
ア 制度に関する事業者への指導・助言（第46条）

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 苦情相談の処理（第47条）

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

【条例のあらまし図】



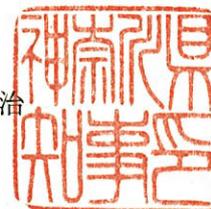
資料3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部見直しについて(諮問)

情公第1704号
平成30年8月22日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する
神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について(諮問)

次の1及び2について、見直しの必要性を認めますので、その方向性について貴審議会の御意見を賜りたく、神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき諮問します。

- 1 行政文書の公開請求に対し全部公開決定をするとき、また、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対し全部開示決定をするときの通知書に、審査請求ができる旨を教示すること。
- 2 行政文書の公開請求又は自己を本人とする保有個人情報の開示の請求に対し、電磁的記録を原本とする行政文書の写しを交付する際の交付方法について、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写した物による交付を原則とすること。

答 申 第 5 9 号

平成30年12月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



神奈川県情報公開条例施行規則及び知事における個人情報の保護に関する
神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正について（答申）

神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第50条の規定
に基づき、平成30年8月22日付け情公第1704号で諮問のありました標記のことにつ
いては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

(2) 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて (諮問)

情公第2798号

平成31年3月7日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、別添事案に係る要配慮個人情報の取扱いについて御審議いただきたいので、諮問いたします。

別添

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る要配慮個人情報該当案件

		区 分	個別	※案件番号	27
登録主管室課所名	福祉部障害福祉課				
所管室課所名	障害福祉課				
事務の名称	医療的ケア児支援体制整備事業事務				
事務の根拠法令等	なし				
事務の目的	医療的ケア児の実態把握調査を実施するため。				
対象となる個人の類型	医療的ケア児 の個人情報				
取り扱う要配慮個人情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う項目に○を付け、内容をかっこ内に記述すること。 1 信条 () 2 人種 () 3 社会的身分 () 4 犯罪の経歴 () 5 刑事事件に関する手続 () 6 少年の保護事件に関する手続 () 7 犯罪により害を被った事実 () ⑧ 病歴 (病名) ⑨ 心身の機能の障害 (障害者手帳の有無、障害支援区分) 10 健康診断等の結果 () ⑪ 医師等による指導・診療・調剤 (小児慢性特定疾病の受給者証の有無、医療的ケアの種類) 				
理由 (要配慮個人情報を取り扱う必要性等)	<p>当該事務は、市町村への情報提供とともに、今後の県の支援や施策を検討する際の基礎資料とするため、医療的ケア児の実態把握調査を実施するものである。</p> <p>調査実施に際しては、要配慮個人情報である「病歴」、「心身の機能の障害」及び「医師等による指導・診療・調剤」、具体的には、病名、障害者手帳の有無、医療的ケアの種類等を収集する必要がある。</p> <p>これらの要配慮個人情報は、今後、医療的ケア児の支援等の検討を進めていくにあたり、どこにどのような状態の医療的ケア児が何人いるのか、今何に一番困難を感じているのか、といったデータを収集し、市町村と連携して支援を検討するという当該事務の目的達成に必要不可欠なものである。</p>				

備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

以下、資料を省略する。

答 申 第 6 0 号

平成31年 3 月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮
個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、平成31年3月7日付け情公第
2798号で諮問のありました「医療的ケア児支援体制整備事業事務」における要配慮
個人情報の取扱いについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。



神奈川県

政策局政策部情報公開広聴課

電話 (045) 210-3714(直通)